

議案第58号

長岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第27条の5第1項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第27条の5第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。

議案第59号

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年長岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第10項を次のように改める。

- 9 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第7条及び第9条の規定は、適用しない。
- 10 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。

附則第11項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第60号

長岡市子ども・子育て会議条例の一部改正について

長岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
長岡市子ども・子育て会議条例（平成26年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第24条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改め、同項第1号中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同項第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3条」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項第2号」

を「同条第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号に」を「法第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

長岡市ふるさと体験農業センター条例の一部改正について

長岡市ふるさと体験農業センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市ふるさと体験農業センター条例の一部を改正する条例

長岡市ふるさと体験農業センター条例（平成2年長岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長岡市次世代農業推進拠点施設条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 本市は、農業に関する知識及び先端技術の普及、研修等を行うことにより、活力ある農業を次の世代に継承するため、次世代農業推進拠点施設を設置する。

第2条の表以外の部分中「ふるさと体験農業センター」を「次世代農業推進拠点施設」に改め、同条の表中「長岡市ふるさと体験農業センター」を「長岡市次世代農業推進拠点施設」に改める。

第3条第1項中「長岡市ふるさと体験農業センター（以下「センター」という。）」を「長岡市次世代農業推進拠点施設（以下「拠点施設」という。）」に改める。

第4条中「センター」を「拠点施設」に改める。

第6条第1項中「センター」を「拠点施設」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条中「センター」を「拠点施設」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「センター」を「拠点施設」に改め、同条を第10条とする。

第13条第1項及び第2項第2号中「センター」を「拠点施設」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「センター」を「拠点施設」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「センター」を「拠点施設」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「センター」を「拠点施設」に改め、同号を同項第5号とし、同条を第11条とする。

第14条第1項中「センター」を「拠点施設」に改め、同条を第12条とする。

第15条を削る。

第16条第1項中「第10条」を「第8条」に改め、同条第2項中「センター」を「拠点施設」に改め、同条を第13条とし、第17条を第14条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第63号

長岡市大杉公園条例の一部改正について

長岡市大杉公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸



長岡市大杉公園条例の一部を改正する条例

長岡市大杉公園条例（平成17年長岡市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第10条を第15条とする。

第9条中「第5条」の次に「、第6条、第8条及び第9条」を加え、同条を第14条とし、第13条として次の1条を加える。

（利用料金）

第13条 指定管理者に管理を行わせる場合は、使用者は、第7条の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が、市長が定める基準に従い特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

4 利用料金の額は、第7条に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 第8条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条中「市長が」とあるのは、「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

第8条を第12条とする。

第7条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第4号として次の1号を加える。

（4）大杉公園の使用料に関する業務

第7条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第11条とする。

（2）第5条及び第6条に規定する許可（市長が指定する事項に係るものに限る。）に関する業務

第6条を第10条とし、第7条から第9条までとして次の3条を加える。

（使用料）

第7条 第5条第1項の規定による許可又は前条第1項の規定による許可（大杉会館のサブホール、調理室又はシャワー室に係る許可にあっては、営利を目的とする場合（入場料等を徴収する場合を含む。）に限る。）を受けた者は、使用

料を使用開始前に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、多目的広場又はバーベキュー広場の一部について前条第1項の許可を受けた者が、当該多目的広場又はバーベキュー広場の一部における行為について第5条第1項の規定による許可を受けた場合は、同項の許可に係る使用料は、納付を要しない。

3 第1項の使用料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項の規定による許可に係る使用料 許可を受けた行為に要する施設、設備等の面積1平方メートルにつき1日当たり44円

(2) 前条第1項の規定による許可に係る使用料 使用する大杉会館のサブホール、調理室若しくはシャワー室又は多目的広場若しくはバーベキュー広場の一部の面積1平方メートルにつき1日当たり44円

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 使用等の目的が、公益上の必要による場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第5条第1項中「(サブホール、調理室及びシャワー室に限る。以下同じ。)」を「のサブホール、調理室若しくはシャワー室又は多目的広場若しくはバーベキュー広場の一部」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第6条とする。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

第4条の次に次の1条を加える。

(行為の許可)

第5条 大杉公園において、行商、興行その他これらに類する営利行為又は施設、設備等の設置を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第64号

長岡市火災予防条例の一部改正について

長岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市火災予防条例の一部を改正する条例

長岡市火災予防条例（昭和37年長岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

#### 別表第7 削除

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の長岡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 第23条の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第65号

市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、長岡市と燕市の境界を次のとおり変更することを新潟県知事に申請する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

変 更 調 書


長岡市に編入する区域
<p>燕市真木山字道下20の一部、21の一部、23の1の一部、23の2の一部、24、26の1の一部、26の2の一部、27の一部、33の1の一部、34の1の一部、34の2の一部、35の1、35の2、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1の一部、42の2、43の1の一部、43の2の一部、193の一部、194の一部、195から197まで、198の一部、199の一部、235の一部、237の一部、238、渡部字力ノ尾1335から1338までの各一部、1339、字宝崎1523、1527の1の一部、1527の2の一部、1528から1530までの各一部、1532の一部、1535の一部、1536の一部、字穴ノ入2575の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字向山1380の1、1428、1429、1430の1、1430の2、1433、1434の1に隣接する道路である公有地の全部、1464の2に隣接する道路である公有地の全部</p>
燕市に編入する区域
<p>長岡市寺泊蛇塚字居村浦531から537まで、寺泊当新田字反割183の一部、184から186まで、字入潟1918の一部、1919から1925まで、1926の1、1926の4、1927の1、1927の2、2069から2077までの各一部、2078の1の一部、2078の2、寺泊白岩字井崎468から470までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p>



長岡市・燕市境界変更位置図

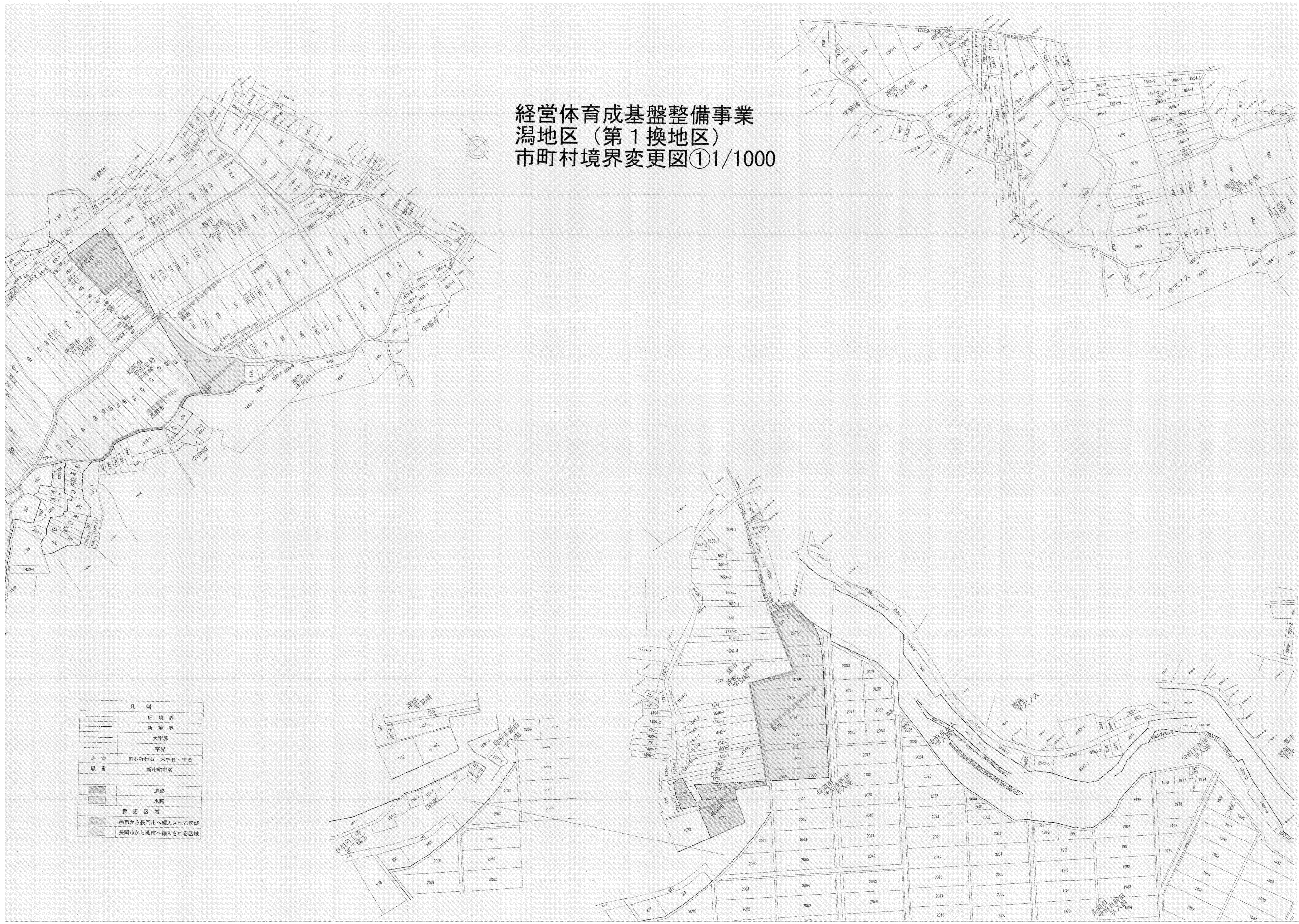
縮尺：1/25000



<b>凡 例</b>	
	市町村境界変更図



経営体育成基盤整備事業  
 潟地区（第1換地区）  
 市町村境界変更図①1/1000



凡例	
	旧境界
	新境界
	大字界
	字界
	赤線 旧市町村名・大字名・字名
	黒線 新市町村名
	道路
	水路
	変更区域
	燕市から長岡市へ編入される区域
	長岡市から燕市へ編入される区域



経営体育成基盤整備事業  
 潟地区（第1換地区）  
 市町村境界変更図②1/1000



議案第66号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

## 廃 止 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
日越76号線	堺町字中谷内1031番地先		2.6	図 1 ア～イ
	堺町字中谷内990番地先		46.6	

議案第67号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
栃尾サブセンター機器更新工事	機器更新工事 一式	172,194,000円	新潟市中央区東大通 2丁目4番10号 日本生命新潟ビル NECネットエス アイ株式会社新潟 支店

議案第68号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
日越小学校校舎等大規模改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り3階建て(1,658㎡) 屋上防水、外壁、内装改修 特別教室棟 鉄筋コンクリート造り3階建て(1,477㎡) 屋上防水改修 渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造り平家建て(28㎡) 屋上防水改修 教室棟 鉄筋コンクリート造り3階建て(701㎡) 屋上防水改修	240,130,000円	長岡市寺泊上田町 9769番地61 寺泊産業・中元組 ・松井組日越小学校校舎等大規模改造特定共同企業体

議案第69号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
南中学校校舎等大規模改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り3階建て(6,610㎡) 屋上防水、外壁、内装、トイレ改修 渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造り2階建て(242㎡) 屋上防水、外壁、内装改修 エレベーター棟 鉄骨造り3階建て(40㎡) エレベーター新設 屋内運動場 鉄骨造り平家建て(2,111㎡) 屋上防水、外壁、サッシ、内装、トイレ改修	1,400,256,000円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・池田・ 長岡土建南中学校 校舎等大規模改造 特定共同企業体

議案第70号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
南中学校校舎等大規模改造電気設備工事	電気設備工事 一式	213,950,000円	長岡市原町2丁目 2番地25 大原電業・良電社 ・石崎防災南中学校校舎等大規模改造電気設備特定共同企業体



議案第71号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
小国中学校校舎等大規模改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り3階建て(2,369㎡) 屋上防水、外壁、内装、トイレ改修 渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造り2階建て(75㎡) 屋上防水、外壁、内装改修 エレベーター棟 鉄骨造り3階建て(43㎡) エレベーター新設	486,750,000円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石・山崎・高正 小国中学校校舎等大規模改造特定共同企業体

議案第72号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
わしまコミュニティセンター整備工事	和島支所改修 鉄筋コンクリート造り地上 4階地下1階建て (1,837.4㎡) 会議室、和室、多目的ホ ール、交流スペース、事 務室、その他諸室、エレ ベーター、空調設備、照 明設備、その他設備	160,600,000円	長岡市栃尾山田町 1番10号 共栄・中越わしま コミュニティセン ター整備特定共同 企業体

議案第73号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
長岡北部地域 斎場（仮称） 火葬炉設備工 事	火葬炉設備工事 3基	181,500,000円	新潟市北区島見町 3307番地16 富士建設工業株式 会社

議案第74号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
小国出張所整備工事	旧下小国小学校校舎棟改修 鉄筋コンクリート造り3階 建て一部鉄骨造り平家建て (626.38㎡) 事務室、食堂、仮眠室、 会議室、その他諸室 車庫棟増築 鉄骨造り平家建て (179.51㎡) 消防車車庫、ホース乾燥 室、救急機材室、防火衣 室、その他諸室	153,802,000円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・目崎小 国出張所整備特定 共同企業体

議案第75号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	高規格救急自動車 2台	44,638,000円	長岡市平島町1番地1 新潟日産モーター株式会 社長岡店

議案第76号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	資機材搬送車 1台	20,900,000円	長岡市片田町字西荒田 1024番地 株式会社米峰長岡営業所

議案第77号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	小型動力ポンプ付 軽積載車等 6台	34,997,600円	長岡市片田町字西荒田 1024番地 株式会社米峰長岡営業所

議案第78号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	ロータリ除雪車 1台	52,690,000円	長岡市川崎町2166番地1 株式会社星野自動車工業



議案第79号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
通信機器	除雪稼働記録計 167台 通信装置 395台	48,778,400円	長岡市摂田屋町2657番地1 株式会社長岡計器

報告第3号

継続費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和4年度長岡市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和4年度長岡市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国・県支出金	特定財源 地方債
総務費	総務管理費	栃尾地域交流拠点施設 駐車場整備事業	360,000,000	144,000,000	144,000,000	119,680,000	24,320,000	24,320,000	20,000		24,300,000	
教育費	中学校費	南中学校校舎等 大規模改造事業	2,314,300,000	230,300,000	230,300,000		230,300,000	230,300,000	32,981,000	46,519,000	150,800,000	
教育費	社会教育費	旧長谷川家住宅保存 活用・技術伝承事業	170,000,000	64,650,000	88,943,700	47,015,100	41,928,600	41,928,600	41,928,600			
教育費	社会教育費	中央図書館施設 整備改修事業	67,000,000	25,800,000	25,800,000	25,611,300	188,700	188,700	88,700		100,000	
計			2,911,300,000	464,750,000	489,043,700	192,306,400	296,737,300	296,737,300	75,018,300	46,519,000	175,200,000	

報告第4号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和4年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和4年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	内留保資金	
資本的支出	建設改良費	寿町(整備)排水設備工事	2,068,000,000	945,600,000	157,700,000	1,103,300,000	783,300,000	320,000,000	320,000,000	160,000,000			
資本的支出	建設改良費	平島浄水場中継場更新工事	289,500,000	61,500,000		61,500,000	12,000,000	49,500,000	49,500,000	24,700,000	50,000		
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター汚泥更新工事	431,000,000	92,000,000		92,000,000	36,000,000	56,000,000	56,000,000	25,300,000			
資本的支出	建設改良費	小国浄化センター反応タンク更新工事	492,000,000	132,500,000		132,500,000	51,800,000	80,700,000	80,700,000	36,400,000	40,000		
資本的支出	建設改良費	寺泊浄化センター監視制御更新工事	227,000,000	61,000,000		61,000,000		61,000,000	61,000,000	27,500,000			
計			3,507,500,000	1,292,600,000	157,700,000	1,450,300,000	883,100,000	567,200,000	567,200,000	273,900,000	90,000		

報告第5号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和4年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	内留保資金	
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場監視設備更新事業	1,409,000,000	492,000,000	82,780,000	574,780,000	413,149,000	161,631,000	161,631,000		161,631,000		
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場I系沈でん池緩速攪拌機更新事業	220,000,000	160,000,000		160,000,000	198,000	159,802,000	159,802,000	140,000,000	19,802,000		
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場配水ポンプ更新事業	78,000,000	50,000,000		50,000,000	5,720,000	44,280,000	44,280,000		44,280,000		
資本的支出	建設改良費	寺泊ポンプ場電気設備更新事業	20,000,000	5,000,000		5,000,000	1,133,000	3,867,000	3,867,000		3,867,000		
資本的支出	建設改良費	東が丘配水池流入弁更新事業	48,000,000	7,000,000		7,000,000	5,335,000	1,665,000	1,665,000		1,665,000		
資本的支出	建設改良費	大島ポンプ場送水ポンプ更新事業	80,000,000	30,000,000		30,000,000	10,450,000	19,550,000	19,550,000		19,550,000		
資本的支出	建設改良費	上除配水池送水管分岐事業	103,000,000	49,000,000		49,000,000	31,064,000	17,936,000	17,936,000		17,936,000		
	計		1,958,000,000	793,000,000	82,780,000	875,780,000	467,049,000	408,731,000	408,731,000	140,000,000	268,731,000		

報告第6号

繰越明許費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸



令和4年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
議	費	費	円	円	円	円	円	円	2,430,560
議	費	費	2,640,000	2,430,560					6,380,000
議	費	費	6,930,000	6,380,000					8,045,000
議	費	費	31,845,000	31,845,000		23,800,000			
議	費	費	22,100,000	13,244,000	8,244,000				
民	費	費	2,340,000	2,340,000					2,340,000
民	費	費	7,740,000	7,740,000					7,740,000
民	費	費	180,000	180,000					180,000
衛	費	費	435,348,000	435,348,000		435,348,000			
衛	費	費	47,525,000	47,524,043			43,000,000		4,524,043
衛	費	費	7,795,357,000	7,795,357,000		2,384,657,000	5,410,700,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
						円	円	円	
農林水産業費	農業費	担い手育成総合支援事業費 (総合経済対策分)	1,000,000	1,000,000	円	1,000,000	円	円	円
農林水産業費	農業費	県単土地改良事業費	689,000	689,000					689,000
農林水産業費	農業費	団体営土地改良事業費	10,511,000	10,511,000			5,800,000		4,711,000
農林水産業費	農業費	県営土地改良事業費 (総合経済対策分)	131,738,000	131,738,000			116,100,000		15,638,000
商工費	商工費	企業誘致促進事業費	10,000,000	9,626,793					9,626,793
土木費	土木管理費	建設発生土対策事業費	8,000,000	8,000,000					8,000,000
土木費	道路橋りょう費	道路維持経費 (総合経済対策分)	56,752,000	56,752,000		26,626,000	26,600,000		3,526,000
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費	1,454,660,000	1,288,404,000		506,573,000	613,700,000	29,602,086	138,528,914
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費 (総合経済対策分)	290,400,000	290,400,000		143,294,000	110,900,000		36,206,000
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経費	174,800,000	128,579,000		60,555,000	44,500,000		23,524,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
土木	費道路橋りょう費	橋りょう維持経費 (総合経済対策分)	34,100,000	34,100,000	円	円	円	円	3,780,000
土木	費河川	準用河川整備事業費	8,600,000	7,015,800		7,000,000			15,800
土木	費河川	猿橋川水系普通河川整備事業費	34,500,000	25,829,600		25,800,000			29,600
土木	費都市計画	街なみ環境整備事業費	27,100,000	26,890,000		25,300,000			1,590,000
土木	費都市計画	駅周辺整備事業費	25,640,000	15,540,000		7,800,000			3,392,000
土木	費都市計画	大手通坂之上町地区市街地 再開発事業費(総合経済対策分)	154,000,000	86,900,000		86,900,000			
土木	費都市計画	悠久山公園整備事業費 (総合経済対策分)	109,370,000	109,370,000		54,000,000			1,370,000
消防	費消防	常備一般管理費	2,717,000	2,717,000					2,717,000
消防	費消防	水利施設整備事業費	480,000	480,000					480,000
消防	費消防	高機能消防指令センター 整備事業費	878,747,000	878,561,300		723,600,000			51,783,300

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
消費防	費消防	小型除雪機購入費	3,510,000	3,510,000	円	円	円	円	3,510,000
消費防	費消防	冬期集落安全・安心確保対策事業費	15,631,000	15,631,000		2,772,000	12,400,000		459,000
教育費	教育総務費	遠距離通学児童生徒支援事業費 (総合経済対策)	8,280,000	8,280,000					8,280,000
教育費	小学校費	小学校大規模改造事業費	1,118,692,000	1,118,692,000		268,035,000	668,900,000		181,757,000
教育費	中学校費	学習情報化推進事業費 (総合経済対策)	212,600,000	212,600,000		70,510,000	140,800,000		1,290,000
教育費	中学校費	中学校大規模改造事業費	1,396,956,000	1,396,956,000		296,025,000	875,000,000		225,931,000
教育費	保健体育費	屋外施設整備事業費	6,650,000	4,649,500					4,649,500
計			14,528,128,000	14,215,810,596	8,244,000	4,465,541,000	8,949,300,000	29,602,086	763,123,510

報告第7号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度長岡市下水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和4年度長岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (浸水対策事業)	648,400,000		648,400,000	212,650,000	435,700,000		50,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (未普及解消事業)	50,000,000		50,000,000	11,338,000	38,600,000		62,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (改築更新事業)	80,600,000		80,600,000	24,952,000	55,000,000		648,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (未普及解消事業)	240,000,000		240,000,000	61,357,000	178,600,000		43,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越たな御要する資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金		
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公下水道事業 (改築更新事業)	6,100,000		6,100,000	2,650,000	3,300,000		150,000		関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
		計	1,025,100,000		1,025,100,000	312,947,000	711,200,000		953,000		

報告第8号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度長岡市水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸



# 令和4年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			
資本的支出	建設改良費	浄水所 電気設備更新事業	19,542,000		19,542,000		18,000,000		1,542,000			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	黒川水管橋架設工事 実施計画事業 (砂見浄水場 給水区域拡大関連)	20,680,000		20,680,000				20,680,000			河川管理者等との協議に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	送水管布設事業 (砂見浄水場 給水区域拡大関連)	373,017,000	105,800,000	267,217,000		32,600,000		234,617,000			道路管理者等との工程調整の結果、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	配水管移設事業	79,849,000	18,100,000	61,749,000			39,384,000	22,365,000			長岡市等発注工事との工程調整の結果、年度内に完成できないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			
資本的支出	建設改良費	大積千本ポンプ室電気設備更新事業	22,978,000		22,978,000		21,000,000		1,978,000			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	青木減圧弁室配水圧力計更新事業	1,331,000		1,331,000				1,331,000			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	栖吉低区配水池ほかに流量計更新事業	11,363,000		11,363,000				11,363,000			県施工の砂防工事との工程調整の結果、年度内に完成できなかったため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	不動沢浄水場残留塩素計更新事業	2,629,000		2,629,000				2,629,000			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越要する資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金		
資本的支出	建設改良費	枋堀配水池 流量計更新事業	7,667,000		7,667,000				7,667,000		新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
		計	539,056,000	123,900,000	415,156,000		71,600,000	39,384,000	304,172,000		

報告第9号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度長岡市簡易水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和4年度長岡市簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			
資本的支出	建設改良費	八王子浄水所 残留塩素計更新事業	3,210,000		3,210,000		3,178,000		32,000			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	まんさく浄水所 計装設備更新事業	22,000,000	6,700,000	15,300,000		15,072,000		228,000			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	西倉浄水所 計装設備更新事業	6,000,000		6,000,000		5,902,000		98,000			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	まんさく浄水所 計装設備更新事業	13,000,000		13,000,000		13,000,000					新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			
資本的支出	建設改良費	八王子配水池 流量計更新事業	2,600,000		2,600,000		2,543,000		57,000			新型コロナウイルス感染症 の拡大等の影響に不測 の日数を要し、年度内 に完成できないため、 繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	第8配水池 計装設備更新事業	10,100,000		10,100,000		9,943,000		157,000			新型コロナウイルス感染症 の拡大等の影響に不測 の日数を要し、年度内 に完成できないため、 繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	小松倉配水池 流量計更新事業	3,500,000		3,500,000		3,450,000		50,000			新型コロナウイルス感染症 の拡大等の影響に不測 の日数を要し、年度内 に完成できないため、 繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	荻谷ポンプ 残留塩素計更新事業	2,800,000		2,800,000		2,769,000		31,000			新型コロナウイルス感染症 の拡大等の影響に不測 の日数を要し、年度内 に完成できないため、 繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越要する資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金		
資本的支出	建設改良費	木沢浄水所 残留塩素計更新事業	2,600,000		2,600,000		2,543,000		57,000		新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
計			65,810,000	6,700,000	59,110,000		58,400,000		710,000		

報告第10号

事故繰越し繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度長岡市下水道事業会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20提出

長岡市長 磯田達伸



# 令和4年度長岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明
						国・県支	支	業債	受託工事収益			
事業費用	営業費用	機械濃縮機点検整備業務委託	9,600,000		9,600,000							新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要し、年度内に完成できないため、繰り越すものである。